

新エネルギー・省エネルギー非営利活動促進事業費補助金交付規程

平成15年10月1日
平成15年度規程第46号

(目的)

第1条 この規程は、独立行政法人新エネルギー・産業技術総合開発機構法（平成14年法律第145号。以下「機構法」という。）第15条第1項第5及び第9号の規定に基づき、独立行政法人新エネルギー・産業技術総合開発機構（以下「機構」という。）が行う新エネルギー・省エネルギー非営利活動促進事業費補助金（以下「補助金」という。）の交付の手続等を定め、もってその業務の適正かつ確実な処理を図ることを目的とする。

(適用範囲)

第2条 機構が行う補助金の交付は、補助金等に係る予算の執行の適正化に関する法律（昭和30年法律第179号）、機構法、独立行政法人新エネルギー・産業技術総合開発機構の業務運営並びに財務及び会計に関する省令（平成15年経済産業省令第120号）、新エネルギー・省エネルギー非営利活動促進事業費補助金交付要綱（以下「要綱」という。）及び独立行政法人新エネルギー・産業技術総合開発機構業務方法書（15度新エネ総第1001004号）に定めるところによるほか、この規程の定めるところによる。

(交付の対象及び補助率)

第3条 機構は、営利を目的としない事業を行う民間団体等（以下「民間団体等」という。）が次の各号に掲げる事業（以下「補助事業」という。）を実施する場合に、当該事業に必要な経費のうち、補助金の交付の対象として機構が認める経費（以下「補助対象経費」という。）について、当該補助事業を行おうとする民間団体等（以下「補助事業者」という。）に対し、予算の範囲内で補助金を交付する。

(1) 新エネルギー・省エネルギー設備導入非営利活動事業

民間団体等が、営利を目的とせずに自ら新エネルギー設備を導入する事業、又は営利を目的とせずに第三者が行う新エネルギー・省エネルギー設備を導入する事業（以下、「間接補助事業」といい、間接補助事業を行う第三者を「間接補助事業者」という。）に必要な経費の全部又は一部を支援する事業をいう。

(2) 新エネルギー・省エネルギー普及啓発非営利活動事業

民間団体等が、営利を目的とせずに新エネルギー・省エネルギーの導入促進に資する普及啓発活動を行う事業をいう。

2 補助対象経費の区分及び補助率は別表のとおりとする。

(補助事業者および間接補助事業者の要件)

第4条 補助事業者および間接補助事業者の要件は、以下の各号に掲げるとおりとする。

(1) 新エネルギー・省エネルギー設備導入非営利活動事業においては、補助事業者は特定非営利活動法人又は公益法人等の法人格を有する者とする。

(2) 新エネルギー・省エネルギー普及啓発非営利活動事業においては、補助事業者は前号に規定する者のほか会員数が10名以上で、定款に準ずる書類を整備している法人格を持たない民間団体等とする。

(3) 間接補助事業者は、資金及び組織上、補助事業者と独立した存在であり、かつ、利害関係が生じないことが客観的に明確である民間団体等であって、特定非営利活動法人又は公益法人等の法人格を有する者とする。

(交付の申請)

第5条 補助金の交付を受けようとする者（以下「申請者」という。）は、様式第1による交付申請書（正本1通及び副本1通）に機構が指示する書類を添付して、機構が指定する期日までに機構に提出しなければならない。

2 申請者は、前項の場合において、当該補助金に係る消費税及び地方消費税に係る仕入控除税額（補助対象経費に含まれる消費税及び地方消費税相当額のうち、消費税法（昭和63年法律第108号）の規定により仕入れに係る消費税額として控除できる部分の金額及び当該金額に地方税法（昭和25年法律第226号）の規定による地方消費税の税率を乗じて得た金額の合計額に補助率を乗じて得た金額をいう。以下「消費税等仕入控除税額」という。）を減額して申請しなければならない。ただし、申請時において、当該消費税等仕入控除税額が明らかでないものについては、この限りでない。

(交付の決定)

第6条 機構は、前条第1項の規定による交付申請書の提出があったときは、当該申請に係る書類等の審査及び必要に応じて行う現地調査等により、補助金を交付すべきものと認めたときは、速やかに補助金の交付の決定を行い、様式第2による交付決定通知書により申請者に通知するものとする。この場合において、機構は、適正な交付を行うため必要があると認めるときは、当該申請に係る事項につき修正を加えて通知を行うものとする。

- 2 機構は、前項の通知に際して、必要な条件を付すことができるものとする。
- 3 機構は、第1項の場合において、前条第2項の規定による申請がなされたものについては、これを審査し、適當と認めたときは、当該補助金に係る消費税等仕入控除税額を減額して交付の決定をするものとする。
- 4 機構は、前条第2項のただし書による交付の申請がなされたものについては、補助金に係る消費税等仕入控除税額について、補助金の額の確定において減額するものとし、その旨の条件を付すものとする。
- 5 機構は補助金の交付が適当でないと認めたときは理由を付して、その旨を申請者に通知するものとする。

(交付の条件)

第7条 機構は、補助金の交付を決定する場合において、次に掲げる事項につき条件を付すものとする。

- (1) 補助事業者は、本規程、補助金の交付の決定の内容及びこれに付した条件に従い、善良なる管理者の注意をもって補助事業を行うこと。
- (2) 補助事業者は、補助事業が予定の期間内に完了することができないと見込まれる場合又は補助事業の遂行が困難となった場合においては、第11条の規定に基づき速やかに機構に報告し、その指示を受けること。
- (3) 補助事業者は、第9条第1項各号のいずれかに該当するときは、あらかじめ機構の承認を受けること。
- (4) 補助事業者は、補助事業の実施に関し契約をする場合において、補助事業の運営上競争入札によることが著しく困難又は不適当である場合を除き、競争入札によること。
- (5) 補助事業者は、機構が補助事業に係る実績の報告等を受け、その報告等に係る補助事業の実績が補助金の交付の決定の内容又はこれに付した条件に適合しないと認めたときは、機構の指示に従うこと。
- (6) 補助事業者は、機構が第17条第1項の規定による補助金の交付の決定の全部又は一部を取り消したときは、これに従うこと。
- (7) 補助事業者は、機構が第14条第3項の規定による補助金の返還を請求したとき

は、機構が指定する期日までに返還すること。この場合において、当該期日までに返還しなかったときは、第14条第6項の規定に基づき延滞金を納付すること。

- (8) 補助事業者は、機構が第17条第4項の規定による補助金の全部又は一部の返還を請求したときは、機構が指定する期日までに返還するとともに、第17条第5項の規定に基づき加算金を併せて納付すること。この場合において、当該期日までに返還しなかったときは、第17条第6項の規定に基づき延滞金を納付すべきこと。
- (9) 補助事業者は、機構が補助事業の適正な遂行に必要な範囲において報告を求め、又は現地調査等を行おうとするときは遅滞なくこれに応ずること。
- (10) 補助事業者は、補助事業の実施により取得し、又は効用の増加した財産（以下「取得財産等」という。）については、善良なる管理者の注意をもって管理し、その管理に係る台帳を備え、その管理状況を明らかにしておくとともに、取得財産等を処分（補助金の交付の目的に反して使用し、売却し、譲渡し、交換し、貸し付け、又は担保提供等に供することをいう。）しようとするときは、あらかじめ機構の承認を受けること。
- (11) 補助事業者は、第21条第3項及び第6項の規定に基づく取得財産等の処分により収益が生じたときは、機構の請求に応じ、その収入の全部又は一部（消費税及び地方消費税相当額を除く。）を納付すること。
- (12) 補助事業者は、第8条の規定に基づく当該交付の決定に係る申請の取下げをしようとするときは、機構に報告すべきこと。
- (13) 補助事業者は、補助事業終了後、機構の指示に従い、補助事業の効果等を報告すべきこと。

（申請の取下げ）

第8条 第6条第1項の規定による通知を受けた者は、当該通知に係る補助金の交付の決定の内容又はこれに付された条件に不服があり、補助金の交付の申請を取り下げようとするときは、当該通知を受けた日から起算して10日以内に様式第3による交付申請取下げ届出書（正本1通及び副本1通）を機構に提出しなければならない。

（計画変更の承認等）

第9条 補助事業者は、次の各号の一に該当するときは、あらかじめ様式第4による計画変更承認申請書（正本1通及び副本1通）を機構に提出し、その承認を受けなければならない。

- (1) 補助対象経費の費目ごとに配分された額を変更しようとするとき。ただし、各配分額のいずれか低い額の15パーセント以内の範囲内で変更する場合及び機構が軽微な変更と判断した場合を除く。
- (2) 補助事業の内容の変更をしようとするとき。ただし、軽微な変更を除く。
- (3) 補助事業の全部又は一部を他に承継しようとするとき。
- (4) 補助事業の全部若しくは一部を中止し、又は廃止しようとするとき。
- 2 機構は、前項の承認をする場合において、必要に応じて交付の決定の内容を変更し、又は条件を付すことができる。

（状況の報告等）

第10条 補助事業者は、機構が必要と認めて指示したときは、その指示した期間に係る補助事業の実施の状況について、機構が指定する期日までに様式第5による実施状況報告書（正本1通及び副本1通）を提出しなければならない。

2 機構は、前項の規定による報告により、補助事業が補助金の交付の決定の内容又はこれに付した条件に従って遂行されていないと認めるときは、補助事業者に対し、期日を指定し、これらに従って当該補助事業を遂行すべきことを命ずることができるものとする。

(遅延等の報告等)

第11条 補助事業者は、補助事業が予定の期間内に完了することができないと見込まれる場合又は補助事業の遂行が困難となった場合においては、速やかに様式第6による遅延等報告書（正本1通及び副本1通）を機構に提出し、その指示を受けなければならぬ。

(実績報告)

第12条 補助事業者は、補助事業が完了したとき（第9条第1項第4号の規定に基づく補助事業の中止又は廃止の承認を受けたときを含む。）は、完了の日（補助事業の中止又は廃止の承認を受けたときは、その承認の通知を受けた日）から起算して30日を経過した日又は当該補助事業の完了した日の属する機構の会計年度の2月末のいずれか早い日までに、様式第7による実績報告書（正本1通及び副本1通）を機構に提出しなければならない。

- 2 補助事業者は、前項の場合において、当該補助金に係る消費税等仕入控除税額が明らかな場合には、当該消費税等仕入控除税額を減額して報告しなければならない。
- 3 補助事業者は、補助事業が機構の会計年度内に完了しなかったときは、当該会計年度の4月10日までに様式第8による年度末実績報告書（正本1通及び副本1通）を機構に提出しなければならない。
- 4 第1項又は前項の場合において、やむを得ない理由によりその提出が遅延する場合には、あらかじめ機構の承認を受けなければならない。

(補助事業の承継)

第13条 機構は、補助事業者について相続、法人の合併又は分割等により補助事業を行う者が変更される場合において、その変更により事業を承継する者が当該補助事業を継続して実施しようとするときは、様式第9による承継承認申請書（正本1通及び副本1通）をあらかじめ提出させることにより、その者が補助金の交付に係る変更前の補助事業を行う者の地位を承継する旨の承認を行うことができる。

(補助金の額の確定等)

第14条 機構は、第12条第1項の実績報告書の提出があったときは、当該報告に係る書類の審査及び必要に応じて行う現地調査等により、その報告に係る補助事業の成果が補助金の交付の決定の内容（第9条第1項の規定に基づく承認をした場合には、その承認された内容）及びこれに付した条件に適合すると認めたときは、交付すべき補助金の額を確定し、補助事業者に通知するものとする。

- 2 前項の補助金の額の確定は補助対象経費の費目毎の実績額に補助率を乗じて得た額と、これらに対応する交付決定された補助金の額（第9条第1項の規定に基づく承認をした場合には、その承認された額とする。）とのいずれか低い額の合計とする。
- 3 機構は、前項の場合において、既にその額を超える補助金が交付されているときは、その超える部分の補助金の返還を命ずるものとする。
- 4 機構は、前項に基づき補助金の返還を請求しようとするときは、次に掲げる事項を、速やかに補助事業者に通知するものとする。
 - (1) 返還すべき補助金の額
 - (2) 延滞金に関する事項
 - (3) 納期日
- 5 機構は、補助事業者が前項の規定による請求を受け、当該補助金を返還したときには、様式第10による返還報告書を提出せるものとする。
- 6 機構は、補助事業者が返還すべき補助金を第4項第3号に規定する納期日までに納付しなかったときには、返還の期限の日の翌日から納付の日までの日数に応じてその未納

に係る金額につき年利10.95パーセントの割合で計算した延滞金を徴収するものとする。

(消費税等仕入控除税額の確定に伴う補助金の返還)

第15条 補助事業者は、補助事業の完了後に、消費税及び地方消費税の申告により補助金に係る消費税等仕入控除税額が確定した場合には、様式第11による消費税額及び地方消費税額の確定に伴う報告書（正本1通及び副本1通）を速やかに機構に提出しなければならない。

2 機構は、前項の報告書の提出があった場合には、当該消費税等仕入控除税額の全額又は一部の返還を命ずるものとする。

3 前条第6項の規定は、前項の場合において準用する。

(補助金の支払)

第16条 機構は、第14条第1項の規定により交付すべき補助金の額を確定した後で補助金を支払うものとする。ただし、必要があると認められる場合には、補助金の一部について概算により支払うことができる。

2 補助事業者は、前項の規定により補助金の支払いを受けようとするときは、様式第12による精算（概算）払請求書（正本1通及び副本1通）を機構に提出しなければならない。

(交付の決定の取消し等)

第17条 機構は、第9条第1項第4号の規定による申請があった場合又は次の各号の一に該当すると認められるときは、補助金の交付の決定の全部若しくは一部を取り消し、又はその交付の決定の内容若しくはこれに付した条件を変更することができる。

(1) 補助事業者が、法令、本規程又は法令若しくは本規程に基づく機構の処分若しくは指示に違反した場合。

(2) 補助事業者が、補助金を補助事業以外の用途に使用した場合。

(3) 補助事業者が、補助事業等に関して不正、怠慢その他不適当な行為をした場合。

(4) 前各号に掲げる場合のほか、交付の決定後生じた事情の変更により、補助事業の全部又は一部を継続する必要がなくなった場合。

2 前項の規定は、第14条に規定する補助金の額の確定があった後においても適用があるものとする。

3 機構は、第1項に基づく取消しをしたときには、速やかに補助事業者に通知するものとする。

4 機構は、第1項の規定により交付の決定の全部又は一部の取消しをした場合において、その取消しに係る部分に関し、既に補助金が交付されているときは、期限を付して当該補助金の全部又は一部の返還を請求するものとする。

5 機構は、前項の場合において、第1項第4号に規定する場合を除き、当該補助金を受領した日から返還の納付の日までの日数に応じて、当該補助金の額（その一部を納付した場合におけるその後の期間については、既納付額を控除した額）につき年利10.95パーセントの割合で計算した加算金を併せて補助事業者から徴収するものとする。

6 第14条第4項から第6項の規定は、第4項の規定に基づく補助金の返還の場合について準用する。この場合において、第14条第5項中「様式第10」とあるのは、「様式第13」と読み替えるものとする。

(加算金の計算)

第18条 機構は、補助金が2回以上に分けて交付されている場合においては、返還を請求した額に相当する補助金は、最後の受領の日に受領したものとし、当該返還を請求し

た額がその日に受領した額を超えるときは、当該返還を請求した額に達するまで順次さかのぼり、それぞれの受領日において受領したものとして当該返還にかかる加算金を徴収するものとする。

- 2 機構は、加算金を徴収する場合において、補助事業者の納入した金額が返還を請求した補助金の額に達するまでは、その納付金額は、まず当該返還を請求した補助金の額に充てるものとする。

(延滞金の計算)

第19条 機構は、延滞金を徴収する場合において、返還を請求した補助金の未納付額の一部が納付されたときは、当該未納付金から納付金額を控除した額を基礎として当該納付日の翌日以降の期間にかかる延滞金の計算をするものとする。

- 2 前条第2項の規定は、前項の延滞金を徴収する場合に準用する。

(財産の管理等)

第20条 補助事業者は、補助事業により取得し又は効用の増加した財産（以下「取得財産等」という。）について、様式第14による取得財産等管理台帳を備え、補助事業の完了後においても善良なる管理者の注意をもって管理するとともに、補助金の交付の目的に従って、その効率的な運用を図らなければならない。

- 2 補助事業者は、当該年度において取得財産等があるときは、様式第15による取得財産等明細表を第12条第1項の規定に基づく実績報告書に添え、機構に提出しなければならない。

(財産処分の制限等)

第21条 取得財産等のうち、処分を制限する財産は、取得価格又は効用の増加価格が単価50万円以上の機械、器具、備品及びその他の財産とする。

- 2 前項の取得財産等の処分を制限する期間は、補助金の交付の目的及び減価償却資産の耐用年数等に関する省令（昭和40年大蔵省令第15号）で定める耐用年数を勘案して、経済産業大臣が別に定める期間とする。
- 3 補助事業者は前項で定められた期間内において、処分を制限された取得財産等を処分しようとするときは、あらかじめ様式第16による取得財産処分承認申請書（正本1通及び副本1通）を機構に提出し、その承認を受けなければならない。
- 4 間接補助事業者は第2項で定められた期間内において、処分を制限された取得財産等を処分しようとするときは、あらかじめ補助事業者の承認を受けなければならない。
- 5 補助事業者は間接補助事業者に対して第4項に係る承認をするために、あらかじめ様式第17により間接補助事業者に係る財産処分承認申請書を機構に提出し、その承認を受けなければならない。
- 6 機構は、補助事業者が取得財産等を処分することにより、収入があり、又はあると認められるときには、その収入の全部又は一部を機構に納付させることができるものとする。
- 7 補助事業者は、間接補助事業者が取得財産等を処分することにより、収入があり、又はあると認められるときには、その収入の全部又は一部を補助事業者に納付させることができるものとする。
- 8 機構は、前2項の規定により補助事業者が納付を受けた収入の全部又は一部を機構に納付させることができる。
- 9 第6項、第7項及び前項の納付については、第14条第6項の規定を準用する。
- 10 第2項の規定により定められた期間を経過した取得財産等を処分することにより補助事業者又は間接補助事業者が得た収入については第6項の規定は準用しない。

(補助事業の経理等)

第22条 補助事業者は、補助事業の経理についての収支簿を備え、補助事業以外の経理と明確に区分し、補助事業の収入額及び支出額を記載し、補助金の使途を明らかにしておかなければならない。

2 補助事業者は、前項の支出額について、その支出内容を証する書類を整理して、前項の収支簿とともに補助事業が完了した日又は補助事業の廃止の承認があった日の属する機構の会計年度が終了した後5年間保管しなければならない。

(契約等)

第23条 補助事業者は、補助事業を遂行するため、売買、請負、委託その他の契約をするときは、一般の競争に付さなければならない。ただし、補助事業の運営上、一般の競争に付すことが困難若しくは不適当である場合は、指名競争に付し又は随意契約をすることができる。

(間接補助金の交付を決定する際に付すべき条件)

第24条 補助事業者は、間接補助事業者に間接補助金を交付するときは、第14条、第15条、第17条、第20条、第21条、第22条及び第23条の規定に準ずる条件を付さなければならない。

(その他必要な事項)

第25条 補助金の交付に関するその他必要な事項は、機構が別にこれを定める。

附 則

この規程は、平成15年10月1日から施行する。

別表

補 助 対 象 経 費

区分	補助率	費 目	内 訳
新エネルギー・省 エネルギー設備導 入非営利活動事業 費（自ら設備を導 入する場合）	1/2以内	設計費	機械装置等の設計に係る経費
		機械装置等 購入費	機械装置等の購入、製造、修繕等に係る経費 (ただし、土地の取得及び賃借に係る経費を除く。)
		工事費	設備導入に不可欠な本体、配管、配電等の工事 に係る経費
		諸経費	機械装置等の設置に直接必要なその他の経費 (工事負担金、管理費(職員旅費、通信費、会議費等)等)
新エネルギー・省 エネルギー設備導 入非営利活動事業 費（第三者を支援 する場合）	1/2以内	支援費	間接補助事業者が行う新エネルギー又は省エネ ルギー設備を導入する事業に必要な以下に掲げる 経費の全部又は一部を支援する経費。 (1)機械装置等の設計に係る経費 (2)機械装置等の購入、製造、修繕等に係る経 費 (ただし、土地の取得及び賃借に係る経費 を除く。) (3)設備導入に不可欠な本体、配管、配電等の 工事に係る経費 (4)機械装置等の設置に直接必要な工事負担金
			諸経費
		諸経費	間接補助事業者の実施する新エネルギー設備又 は省エネルギー設備の導入事業を支援する場合 に、補助事業者が直接必要とする経費 (職員旅 費、通信費、会議費等)
			謝 金
			旅 費
新エネルギー・省 エネルギー普及啓 発非営利活動事業 費	1/2以内	諸経費	・パンフレット等広報素材に係る費用(広報素材 製作費) ・シンポジウム、講習会等の開催に係る費用(会 場費、会場設営費、印刷製本費、資料作成費等) ・広報宣伝に係る費用 ・その他普及啓発事業に直接必要な経費(会議 費、会場借料、資料購入費、通信運搬費、調査分 析費、消耗品費、展示費等)